証券コード　2198
2020年１月10日

株　主　各　位

佐賀県伊万里市新天町722番地５
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長　金　子　和斗志

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年１月27日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　2020年１月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2. 場　　所　　福岡県福岡市博多区東月隈３丁目27－２
　　ララシャンス 博多の森　博多の森迎賓館
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
　報告事項　1. 第24期（2018年11月１日から2019年10月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
　　2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　　第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
　　第８号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

４．議決権の行使に関する事項

（１）書面（郵送）による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、2020年１月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権の行使について

４ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点」をご参照の上、2020年１月27日（月曜日）午後6時までにインターネットにより議決権を行使ください。

（３）議決権の重複行使について

書面（郵送）とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、以下の①から④の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ikk-grp.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要
②会社の支配に関する基本方針
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記①から④の事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記③及び④の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の３つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時
2020年１月28日(火)
受付開始：午前９時
開　　会：午前10時

2 議決権行使書用紙を郵送する場合



各議案の賛否を
記入の上、投函

行使期限
2020年１月27日(月)
午後６時到着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて各議案の賛否を入力

行使期限
2020年１月27日(月)
午後６時まで

インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　午前9時～午後9時、通話料無料）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた配当を実施していく方針であります。

上記方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

（１）配当財産の種類
　　金銭
（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円
　　総額　359,460,672円
（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年１月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第4条　　（条文省略）	第1条～第4条　　（現行どおり）
第2章　株式	第2章　株式
第5条～第11条　（条文省略）	第5条～第11条　（現行どおり）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
第18条　　（条文省略）	第18条　　（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新設）	2.　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2.～3.　　（条文省略）	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。 2.～3.　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	2.　監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新設）	4.　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。 2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。 2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の議決の方法） 第25条　（条文省略）	（取締役会の決議の方法） 第25条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第30条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の設置） 第31条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（削除）
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、5名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。
（新設）	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人 第41条～第43条　（条文省略）	第6章　会計監査人 第37条～第39条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算 第45条～第48条　（条文省略）	第7章　計算 第41条～第44条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第24期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	金子 和斗志（かねこ かつし） (1952年３月26日)	1974年10月　金子興業㈱（現㈱アイ・エス）入社 1974年12月　同社取締役 1981年12月　同社代表取締役 1995年９月　㈱九州積善社（現アイ・セレモニー㈱）代表取締役社長 1995年11月　当社代表取締役社長（現任） 2012年12月　アイケア㈱取締役 2017年１月　PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2017年６月　㈱力の源ホールディングス社外取締役	5,830,500株
	（取締役候補者とした理由） 当社創業者及び代表取締役として、強いリーダーシップを持って会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	村田 裕紀（むらた ひろき） (1961年８月18日)	2006年４月　㈱三井住友銀行千住常磐ブロックグループ長 2008年４月　同行鹿児島支店長 2010年４月　同行八千代支店長 2011年10月　同行監査部上席考査役 2016年１月　同行人材開発部付当社出向 2016年９月　当社転籍 2017年１月　当社経営管理部長 2018年１月　当社執行役員経営管理部長 2019年１月　当社取締役管理担当兼部長 同　上　アイ・セレモニー㈱取締役 同　上　アイケア㈱取締役(現任) 同　上　PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役（現任） 2019年11月　当社取締役管理担当（現任）	3,000株
	（取締役候補者とした理由） 金融業界での豊富な経験から幅広い見識を有し、また、当社において管理担当として、当社及び当社グループの経営の監督を適切に行っており、今後当社グループの重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	てらざわ だいすけ 寺澤 大輔 （1968年4月19日）	1992年４月　アイ・ケイ・ケイ㈱（現㈱アイ・エス）入社 1995年11月　当社入社 2002年10月　当社鳥栖支店支配人 2003年５月　当社総支配人 2005年４月　当社営業部長 2006年５月　当社取締役 2006年６月　当社取締役人事部長 2007年２月　当社取締役人事部長 2012年２月　当社取締役経営企画部長 2012年12月　アイケア㈱代表取締役社長（現任） 2013年４月　当社取締役関連事業開発部長 2018年１月　当社取締役関連事業開発担当兼部長（現任）	90,300株
	（取締役候補者とした理由） 当社の取締役として、これまで営業、人事、経営企画等を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、介護事業にも精通していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	きくち あきみつ 菊池 旭貢 （1977年3月3日）	1999年４月　当社入社 2004年４月　当社鳥栖支店支配人代理 2005年２月　当社富山支店支配人 2007年１月　当社富山支店総支配人代理 2007年７月　当社営業部長 2010年１月　当社取締役営業部長 2013年４月　当社取締役営業企画部長 2015年１月　当社取締役営業担当兼営業企画部長 2017年１月　当社取締役海外事業開発部長 同　上　PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA代表取締役社長（現任） 2018年１月　当社取締役海外事業開発担当（現任）	47,600株
	（取締役候補者とした理由） 当社の取締役として、これまで営業企画、人事、事業開発等を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、今後の当社グループを成長発展させる海外事業を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 ※	菊地正樹 （1966年11月26日）	2009年４月　㈱三井住友銀行法人業務推進部グループ長 2013年４月　同行法人戦略部副部長 2014年４月　同行溝ノ口法人営業部長 2016年４月　同行法人戦略部部長 2017年４月　同行本店法人営業部長 2019年６月　同行本店付当社出向 2019年９月　当社関連事業開発部部長（現任）	－株
	（取締役候補者とした理由） 金融業界での豊富な経験から幅広い見識を有しており、また、今後の当社グループの成長の源泉となる新規事業創出に向けた一層の体制強化に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
6	梅山香里 （1966年10月15日）	1990年11月　武内俊造税理士事務所（現税理士法人武内総合会計）入社 2009年１月　梅山聡税理士事務所（現アスモア税理士法人）入社 2009年８月　中小企業診断士登録 2010年１月　GESS Consulting Office 代表(現任) 2018年６月　(一社)福岡県中小企業診断士協会代表理事（現任） 2019年１月　当社社外取締役（現任）	1,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、企業経営に関する専門的な知見を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．金子和斗志氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
４．梅山香里氏は社外取締役候補者であります。
５．梅山香里氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、梅山香里氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、梅山香里氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
７．梅山香里氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	久保（くぼ）　俊幸（としゆき） （1957年７月29日）	2003年６月　㈱西日本銀行（現㈱西日本シティ銀行）和白支店長 2005年２月　同行久留米営業部事務グループ担当部長 2008年５月　同行西新中央支店長 2011年４月　西日本ユウコー商事㈱総務部長兼人事部長 2018年４月　当社入社 2019年１月　当社常勤監査役（現任）	2,000株
	（監査等委員である取締役候補者とした理由） 金融業界及び事業会社での豊富な経験から財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2 ※	藤田（ふじた）　ひろみ （1960年３月８日）	1980年４月　日商岩井㈱（現双日㈱）入社 1997年６月　白石公認会計士事務所入所 1999年11月　税理士登録 2000年９月　藤田ひろみ税理士事務所開設 2006年５月　㈲ビギン代表取締役 2014年11月　税理士法人優和パートナーズ（現税理士法人さくら優和パートナーズ）代表社員（現任） 2015年１月　当社社外監査役（現任） 2018年５月　㈱アセットパートナーズ優和福岡代表取締役（現任） 2018年７月　㈲ビギン取締役（現任）	4,000株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 税理士としての財務、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 ※	くすのき　のりこ 楠　典子 （1965年2月7日）	1996年６月　税理士登録 同　上　楠典子税理士事務所開設 2002年６月　税理士法人シオン代表社員 2006年12月　㈱くすのき代表取締役（現任） 2008年10月　楠典子税理士事務所再開設（現任） 2015年１月　当社社外監査役（現任）	4,000株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 税理士としての財務、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		
4 ※	いとう　はるき 伊藤　晴輝 （1977年９月４日）	2002年11月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 2007年１月　公認会計士登録 2013年７月　伊藤産業㈱取締役管理本部長 同　上　伊藤晴輝公認会計士事務所開設（現任） 2015年１月　当社社外監査役（現任） 2017年４月　伊藤産業㈱代表取締役社長（現任）	2,700株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		
5 ※	なかむら　りょうすけ 中村　亮介 （1978年12月22日）	2010年12月　弁護士登録 2014年10月　中村国際法律事務所開設（現任）	－株
	（監査等委員である取締役候補者とした理由） 弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する高度な専門知識と幅広い見識を有しており、当社グループの経営の監督及び監査業務を行うに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
４．藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
５．当社は、久保俊幸氏、藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、久保俊幸氏、藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏の選任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、中村亮介氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
６．藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年1月27日開催の第15期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現状と同額の年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は５名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役金子晴美氏及び田中修氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
金子　晴美（かねこ　はるみ）	1995年11月　当社取締役 2013年１月　当社常務取締役　　現在に至る
田中　修（たなか　おさむ）	2016年１月　当社社外取締役　　現在に至る

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2019年12月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役５名及び監査役４名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時といたしたく、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については第４号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものといたします。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
金子　和斗志（かねこ　かつし）	1995年11月　当社代表取締役社長　　現在に至る

氏　　名	略　　歴
寺澤　大輔	2006年５月　当社取締役　現在に至る
菊池　旭貢	2010年１月　当社取締役　現在に至る
村田　裕紀	2019年１月　当社取締役　現在に至る
梅山　香里	2019年１月　当社社外取締役　現在に至る
久保　俊幸	2019年１月　当社常勤監査役　現在に至る
藤田　ひろみ	2015年１月　当社社外監査役　現在に至る
楠　典子	2015年１月　当社社外監査役　現在に至る
伊藤　晴輝	2015年１月　当社社外監査役　現在に至る

第８号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに報酬限度額について、第５号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件」として付議しております。

今般、当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の監査役会設置会社における取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任または退職時の取り扱い

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年11月１日から2019年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、企業収益は高い水準を維持してまいりました。しかしながら、米中間の通商問題の長期化や英国のEU離脱交渉の展開、また日本を取り巻く東アジア情勢等、日本に与える影響は少しずつ顕在化してきており、依然として将来に対する不確実性は高いままとなっております。

ウェディング業界におきましては、2018年の婚姻件数が59万組（厚生労働省「2018年　人口動態統計の年間推計」）と前年と比べ１万７千組減少しており、結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかに減少傾向にあるものの、ゲストハウス・ウェディング市場は概ね底堅く推移しております。

このような状況のもと、他社と差別化を図ることが難しくなるなかで、当社グループは「お客さまの幸せと感動のために」という経営理念に基づき、パーソナルなウェディングやサービスを提供すべく、スタッフの人間力・接客力向上を目的とした社内外の研修、独自の営業支援システムを活用した情報分析や集客力向上のための各施策に積極的に取組んでまいりました。

また、ウェディング市場でのシェア拡大に向けて、多様化するお客さまのニーズ・期待に即応できる態勢とお客さまがお客さまをご紹介くださる好循環サイクルの紹介制度を活用し、売上高の拡大と収益力の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は20,189百万円（前年同期比0.9％増）、営業利益は1,931百万円（同6.6％減）、経常利益は1,955百万円（同6.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,350百万円（同1.1％減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（イ）婚礼事業

前連結会計年度（2017年12月）にオープンした「キャッスルガーデンＯＳＡＫＡ」（大阪支店）の通期稼働、当連結会計年度（2019年７月）にオープンした「ララシャンスＫＯＢＥ」（神戸支店）の稼働及び前連結会計年度（2017年11月）より連結の範囲に含めたPT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAの婚礼組数が増加したものの、既存店の施行組数の減少もあり、売上高は19,393百万円（前年同期比0.9％増）、人件費の増加及び「ララシャンスＫＯＢＥ」（神戸支店）の開業費用の発生等により営業利益は1,893百万円（同6.5％減）となりました。

（ロ）葬儀事業
売上高は287百万円（前年同期比3.2％減）、営業損失は３百万円（前年同期は６百万円の営業利益）となりました。
（ハ）介護事業
売上高は515百万円（前年同期比3.1％増）、営業利益は39百万円（同16.6％増）となりました。

② 重要な設備投資の状況
当連結会計年度中においては、総額1,490百万円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施いたしました。その主なものは、神戸支店1,158百万円であります。

③ 重要な資金調達の状況
当連結会計年度中において、神戸支店及び東京支店のオープン等のための資金として、総額1,200百万円の借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度において、連結子会社アイ・セレモニー株式会社は、2019年10月１日付で当社が保有する株式の一部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

⑧　対処すべき課題

国内のウェディング業界では、結婚適齢期人口の減少や晩婚化等を背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化等、競合状況は一段と厳しさが増してきております。一方で、海外のウェディング業界では、東南アジアエリアの人口増や経済発展に伴う所得水準の上昇が見込まれており、同エリアでのウェディング市場は拡大していくことが見込まれております。また、介護業界では、高齢者のライフスタイルやニーズにあったサービスが求められており、様々な業種からの新規参入も相次いでおります。

こうしたなか、当社グループは、お客さまの意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、お客さまに感動していただける心のこもったサービスを提供し、お客さまの感動を通して社会に貢献していく方針であります。

このため、(イ)優秀な人財の採用と育成、(ロ)情報収集力・分析力・活用力の強化、(ハ)お客さまに関する安全対策の強化、(ニ)既存店のクオリティの維持・強化、(ホ)接客力・企画提案力の更なる向上、(ヘ)堅実な店舗展開、(ト)コーポレート・ガバナンスの強化の７項目を重要な課題としてかかげております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第21期 2016年10月期	第22期 2017年10月期	第23期 2018年10月期	第24期 (当連結会計年度) 2019年10月期
売上高(百万円)	17,911	18,172	20,009	20,189
経常利益(百万円)	2,166	1,825	2,094	1,955
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,341	1,319	1,365	1,350
1株当たり当期純利益(円)	45.58	44.91	46.28	45.48
総資産(百万円)	18,582	19,808	20,604	21,539
純資産(百万円)	10,070	10,708	11,790	12,916

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。
3. 第21期は、第20期に新設した「ララシャンスＨＩＲＯＳＨＩMA迎賓館」(広島支店)の通期稼働により売上高、経常利益、総資産が増加しました。
4. 第22期は、既存店の施行組数は増加しましたが、第22期に新設した「ララシャンスＯＫＡＺＡＫＩ迎賓館」(岡崎支店)の開業費用及び人件費等の増加により経常利益は減少し、総資産は増加しました。
5. 第23期は、第22期に新設した「ララシャンスＯＫＡＺＡＫＩ迎賓館」(岡崎支店)の通期稼働及び第23期に新設した「キャッスルガーデンＯＳＡＫＡ」(大阪支店)の稼働により売上高、経常利益、総資産が増加しました。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
7. 第24期の状況につきましては、前記「(1)事業の状況」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第21期 2016年10月期	第22期 2017年10月期	第23期 2018年10月期	第24期(当期) 2019年10月期
売上高(百万円)	17,212	17,383	18,984	19,030
経常利益(百万円)	2,164	1,768	2,069	2,015
当期純利益(百万円)	1,350	1,258	1,338	1,409
1株当たり当期純利益(円)	45.91	42.85	45.37	47.48
総資産(百万円)	18,468	19,596	20,287	21,355
純資産(百万円)	10,112	10,693	11,794	12,975

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
アイケア株式会社	95,000千円	100.0%	有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供
PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA	423,000	90.0%	挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

（注）葬儀事業を運営していた連結子会社アイ･セレモニー株式会社は、2019年10月1日付で当社が保有する株式の一部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 主要な事業内容（2019年10月31日現在）

① 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

② 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

(5) 主要な事業所（2019年10月31日現在）

① 当社

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	福井支店	福井県福井市
伊万里支店	佐賀県伊万里市	盛岡支店	岩手県盛岡市
鳥栖支店	佐賀県鳥栖市	佐世保支店	長崎県佐世保市
福岡支店	福岡県福岡市	広島支店	広島県広島市
富山支店	富山県富山市	岡崎支店	愛知県岡崎市
宮崎支店	宮崎県宮崎市	大阪支店	大阪府大阪市
大分支店	大分県大分市	神戸支店	兵庫県神戸市
金沢支店	石川県金沢市	東京支店	東京都中央区
いわき支店	福島県いわき市	福岡本部	福岡県糟屋郡志免町
高知支店	高知県高知市		

② 子会社（アイケア株式会社）

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町	佐賀店	佐賀県佐賀市
伊万里店	佐賀県伊万里市	唐津店	佐賀県唐津市

③ 子会社（PT　INTERNATIONAL　KANSHA　KANDOU　INDONESIA）

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	インドネシア共和国 ジャカルタ市	Skenoo Hall支店	インドネシア共和国 ジャカルタ市
Menara Mandiri支店	インドネシア共和国 ジャカルタ市		

(6) 従業員の状況（2019年10月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
婚礼事業	710（422）名	41名増（13名増）
葬儀事業	－（－）	12名減（5名減）
介護事業	69（21）	3名減（2名減）
全社（共通）	47（2）	5名減（－）
合計	826（445）	21名増（6名増）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 葬儀事業を運営していたアイ・セレモニー株式会社は、2019年10月１日付で当社が保有する株式の一部を譲渡しております。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
737（416）名	33名増（11名増）	29.1歳	5.7年

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先（2019年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,035 百万円
株式会社福岡銀行	675
株式会社三菱UFJ銀行	649
株式会社佐賀銀行	480
伊万里信用金庫	357

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項（2019年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　96,000,000株

② 発行済株式の総数　29,956,800株（自己株式1,744株を含む。）

③ 株主数　21,919名

④ 大株主

株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	7,840,000	26.17
金　子　和斗志	5,830,500	19.46
金　子　晴　美	2,626,100	8.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,721,100	5.74
アイ・ケイ・ケイ従業員持株会	1,114,300	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,008,500	3.36
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	900,000	3.00
アイ・ケイ・ケイ取引先持株会	772,200	2.57
株式会社佐賀銀行	304,000	1.01
松　本　正　紀	209,200	0.69

（注）上記の持株比率は、自己株式1,744株を控除して計算しております。
なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する170,300株は含まれておりません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年10月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2019年10月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金　子　和斗志	代表取締役社長	
金　子　晴　美	常務取締役（衣裳担当兼部長）	株式会社アイ･エス　代表取締役社長 株式会社エム･ケイ･パートナーズ　代表取締役社長
寺　澤　大　輔	取締役（関連事業開発担当兼部長）	アイケア株式会社　代表取締役社長
菊　池　旭　貢	取締役（海外事業開発担当）	PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA　代表取締役社長
村　田　裕　紀	取締役（管理担当兼部長）	アイケア株式会社　取締役 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA　取締役
田　中　　修	取締役	
梅　山　香　里	取締役	GESS Consulting Office 代表 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会　代表理事
久　保　俊　幸	常勤監査役	
藤　田　ひろみ	監査役	税理士法人 さくら優和パートナーズ 代表社員 有限会社ビギン　取締役 株式会社アセットパートナーズ優和福岡 代表取締役
楠　　典　子	監査役	楠典子税理士事務所　所長 株式会社くすのき　代表取締役
伊　藤　晴　輝	監査役	伊藤産業株式会社　代表取締役社長 伊藤晴輝公認会計士事務所　代表

（注）1. 取締役田中修氏及び梅山香里氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役田中修氏、梅山香里氏、監査役藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役藤田ひろみ氏及び監査役楠典子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役伊藤晴輝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2019年11月１日以降に以下の取締役の地位、担当等の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
村　田　裕　紀	取締役（管理担当）	取締役（管理担当兼部長）	2019年11月１日

7. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年10月31日現在の執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

氏　　名	役職及び担当
森 田 康 寛	執行役員海外事業開発部長 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 取締役
田 中 慶 彦	執行役員営業企画部長
田 代 春 彦	執行役員調理部長

8. 2019年11月１日以降に以下の執行役員の地位、担当等の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
田 中 慶 彦	執行役員経営管理部長	執行役員営業企画部長	2019年11月１日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取　締　役	9名	159,126千円
監　査　役	5名	13,248千円
合　計	14名	172,374千円
（う ち 社 外 役 員）	（7名）	（12,328千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額20,254千円（取締役９名に対し19,031千円（うち社外取締役３名に対し325千円）、監査役５名に対し1,223千円（うち社外監査役４名に対し654千円））が含まれております。
3. 上記支給額のほか、2019年１月29日開催の第23期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役２名（うち社外取締役１名）及び退任社外監査役１名に対する退職慰労金を42,827千円（うち社外役員4,635千円）支給しております。
なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

4. 2011年１月27日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

（イ）重要な兼職先である法人等と当社との関係

・社外取締役梅山香里氏は、GESS Consulting Officeの代表及び一般社団法人福岡県中小企業診断士協会の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役藤田ひろみ氏は、税理士法人さくら優和パートナーズの代表社員、有限会社ビギンの取締役及び株式会社アセットパートナーズ優和福岡の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役楠典子氏は、楠典子税理士事務所の所長及び株式会社くすのきの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役伊藤晴輝氏は、伊藤産業株式会社の代表取締役社長及び伊藤晴輝公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

（ロ）主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（ハ）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 中　　修	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	梅 山 香 里	2019年１月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 田 ひろみ	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会14回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	楠　　典 子	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伊 藤 晴 輝	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名　　称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支 払 額
公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	25百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

（2019年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,014,563**	**流動負債**	**4,394,587**
現金及び預金	5,145,870	買掛金	936,604
売掛金	303,837	１年内返済予定の長期借入金	1,072,671
商品	168,047	前受金	1,083,687
原材料及び貯蔵品	120,551	未払法人税等	332,252
その他	279,154	賞与引当金	275,990
貸倒引当金	△2,899	その他	693,380
固定資産	**15,525,146**	**固定負債**	**4,228,171**
有形固定資産	**12,094,460**	長期借入金	2,703,109
建物及び構築物	9,690,714	退職給付に係る負債	39,224
機械装置及び運搬具	71,678	役員退職慰労引当金	300,022
土地	1,973,734	ポイント引当金	16,118
建設仮勘定	800	資産除去債務	924,789
その他	357,533	その他	244,908
無形固定資産	**157,602**	**負債合計**	**8,622,759**
投資その他の資産	**3,273,083**	純資産の部	
繰延税金資産	864,850	**株主資本**	**12,880,466**
差入保証金	1,834,813	資本金	351,655
その他	591,927	資本剰余金	355,311
貸倒引当金	△18,507	利益剰余金	12,289,849
		自己株式	△116,350
		その他の包括利益累計額	**△1,317**
		退職給付に係る調整累計額	26,011
		為替換算調整勘定	△27,329
		非支配株主持分	**37,800**
資産合計	**21,539,709**	**純資産合計**	**12,916,950**
		負債・純資産合計	**21,539,709**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,189,547**
売上原価		**8,977,556**
売上総利益		**11,211,990**
販売費及び一般管理費		**9,280,425**
営業利益		**1,931,565**
営業外収益		
受取利息	20,045	
受取保証料	14,218	
受取手数料	7,330	
その他	7,231	48,825
営業外費用		
支払利息	18,881	
その他	5,704	24,586
経常利益		**1,955,804**
特別利益		
関係会社株式売却益	69,117	69,117
特別損失		
固定資産除却損	11,672	11,672
税金等調整前当期純利益		**2,013,249**
法人税、住民税及び事業税	714,154	
法人税等調整額	△56,686	657,468
当期純利益		**1,355,781**
非支配株主に帰属する当期純利益		5,286
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,350,494**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
２０１８年１１月１日残高	351,655	355,311	11,299,303	△246,885	11,759,385
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△359,460		△359,460
親会社株主に帰属する当期純利益			1,350,494		1,350,494
自己株式の処分				130,534	130,534
連結範囲の変動			△487		△487
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	990,545	130,534	1,121,080
２０１９年１０月３１日残高	351,655	355,311	12,289,849	△116,350	12,880,466

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
２０１８年１１月１日残高	29,610	△31,080	△1,469	32,095	11,790,011
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△359,460
親会社株主に帰属する当期純利益					1,350,494
自己株式の処分					130,534
連結範囲の変動					△487
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△3,598	3,751	152	5,705	5,857
連結会計年度中の変動額合計	△3,598	3,751	152	5,705	1,126,938
２０１９年１０月３１日残高	26,011	△27,329	△1,317	37,800	12,916,950

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,339,193**	**流動負債**	**4,149,778**
現金及び預金	4,568,706	買掛金	932,953
売掛金	223,766	1年内返済予定の長期借入金	1,072,671
商品	167,852	未払金	285,881
原材料及び貯蔵品	119,639	未払費用	327,200
前渡金	1,161	未払法人税等	331,603
前払費用	151,169	前受金	914,194
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	45,000	預り金	11,636
その他	64,805	賞与引当金	259,915
貸倒引当金	△2,908	その他	13,723
固定資産	**16,016,282**	**固定負債**	**4,230,364**
有形固定資産	**11,597,515**	長期借入金	2,703,109
建物	8,402,535	退職給付引当金	74,893
構築物	796,434	役員退職慰労引当金	299,634
機械及び装置	17,179	ポイント引当金	16,118
車両運搬具	54,131	資産除去債務	902,451
工具、器具及び備品	352,699	その他	234,158
土地	1,973,734	**負債合計**	**8,380,143**
建設仮勘定	800	純資産の部	
無形固定資産	**153,632**	**株主資本**	**12,975,331**
借地権	93,264	**資本金**	**351,655**
ソフトウエア	48,984	**資本剰余金**	**355,311**
その他	11,384	資本準備金	355,311
投資その他の資産	**4,265,134**	**利益剰余金**	**12,384,714**
関係会社株式	570,700	その他利益剰余金	12,384,714
投資有価証券	22,732	固定資産圧縮積立金	87,434
出資金	60	別途積立金	1,100,000
関係会社長期貸付金	450,000	繰越利益剰余金	11,197,280
長期前払費用	74,704	**自己株式**	**△116,350**
繰延税金資産	846,110	**純資産合計**	**12,975,331**
差入保証金	1,834,813		
その他	484,520		
貸倒引当金	△18,507		
資産合計	**21,355,475**	**負債・純資産合計**	**21,355,475**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,030,709**
売上原価		**8,339,773**
売上総利益		**10,690,936**
販売費及び一般管理費		**8,855,433**
営業利益		**1,835,502**
営業外収益		
受取利息	8,534	
受取配当金	150,001	
その他	45,355	203,892
営業外費用		
支払利息	18,563	
その他	5,201	23,764
経常利益		**2,015,630**
特別利益		
関係会社株式売却益	78,384	78,384
特別損失		
固定資産除却損	11,558	11,558
税引前当期純利益		**2,082,456**
法人税、住民税及び事業税	712,734	
法人税等調整額	△40,034	672,699
当期純利益		**1,409,757**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
				固定資産圧縮積立金	別途積立金
2018年11月１日残高	351,655	355,311	355,311	90,575	1,100,000
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩				△3,141	
自己株式の処分					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△3,141	－
2019年10月31日残高	351,655	355,311	355,311	87,434	1,100,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2018年11月１日残高	10,143,843	11,334,418	△246,885	11,794,500	11,794,500
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△359,460	△359,460		△359,460	△359,460
当期純利益	1,409,757	1,409,757		1,409,757	1,409,757
固定資産圧縮積立金の取崩	3,141	－		－	－
自己株式の処分			130,534	130,534	130,534
事業年度中の変動額合計	1,053,437	1,050,296	130,534	1,180,831	1,180,831
2019年10月31日残高	11,197,280	12,384,714	△116,350	12,975,331	12,975,331

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年12月17日

アイ・ケイ・ケイ株式会社
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿 部 正 典 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飛 田 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の2018年11月１日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年12月17日

アイ・ケイ・ケイ株式会社
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿　部　正　典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飛　田　貴　史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の2018年11月１日から2019年10月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月24日

アイ・ケイ・ケイ株式会社　監査役会

常勤監査役	久保俊幸	㊞
社外監査役	藤田ひろみ	㊞
社外監査役	楠　典子	㊞
社外監査役	伊藤晴輝	㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区東月隈３丁目27－２
ララシャンス　博多の森　博多の森迎賓館
電話　０５０－３５３９－１１２２

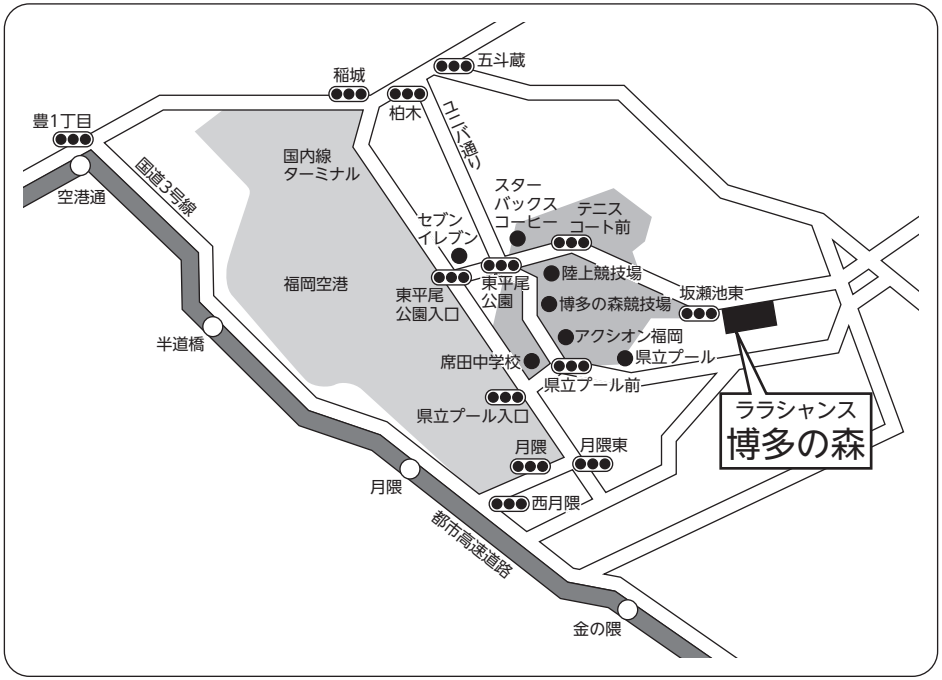

地下鉄・バスをご利用の方

■福岡市営地下鉄「福岡空港駅」下車、４番出口より「福岡空港前」バス停へ向かいます。西鉄バス「宇美営業所行き３番」または「イオンモール福岡行き」に乗車し、「福祉公園前」で下車、徒歩２分

タクシーをご利用の方

■福岡空港からタクシーで約10分

お車でお越しの方

■北九州方面からお越しの方
福岡ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「空港通」ランプから車で約15分

■鳥栖・熊本方面からお越しの方
太宰府ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「金の隈」ランプから車で約15分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT
VEGETABLE OIL INK